

薬事法第77条の4の4の規定に基づく薬事・食品衛生審議会への 副作用・感染症等報告について

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの報告受付分

1. 製造業者等からの医薬品等の副作用・感染症等報告(第77条の4の2第1項)

(1) 国内症例の報告状況

	副作用報告	感染症報告	
医療用医薬品報告件数(件)	26,129 (27,988)	264 (269)	(資料No.3-2)(資料No.3-4)
一般用医薬品報告件数(件)	242	-	(資料No.3-3)
合計	26,371 (28,231)	264 (269)	注: ()内は追加情報により因果関係が否定される など取り下げられた報告を含めた件数

(2) 外国症例の報告状況

	副作用報告	感染症報告	
報告件数(件)	94,859 (95,015)	20 (21)	注: ()内は追加情報により因果関係が否定される など取り下げられた報告を含めた件数

(3) 外国での新たな措置の報告状況

報告件数(件)	695	(資料No.3-5)
---------	-----	------------

(4) 研究報告の報告状況

報告件数(件)	858	(資料No.3-6)
---------	-----	------------

2. 医薬関係者からの医薬品の副作用・感染症報告(第77条の4の2第2項)

報告件数(件)	3,891
---------	-------

副作用・感染症報告の集計結果についての注意事項

- 1) 副作用・感染症報告については、医薬品との因果関係が不明なものを含め製造業者等及び医薬関係者から報告されたものであり、個別に医薬品との関連性を評価したものではない。
- 2) 副作用・感染症報告の件数については、平成19年4月1日～平成20年3月31日(以下、「本報告期間」という。)に提出された報告書の件数を示したもので、同一の症例に複数の被疑薬が存在し、当該症例が複数の企業からそれぞれ報告された場合、重複してカウントしているため、ここに示された報告件数がそのまま症例数にはならない。
- 3) 副作用・感染症報告の件数については、報告者が本報告期間中に報告した後に、追加情報により因果関係が否定され、本報告期間中に報告を取り下げた場合、件数から除外されている。
- 4) 外国症例の報告及び医薬関係者からの報告の件数は、医療用医薬品と一般用医薬品の合計数である。
- 5) 資料No.3-2、3-3の報告件数は、副作用名別の件数を示したものであり、1症例で複数の副作用を発現する場合があるので、報告件数を合計した数が報告症例数になる訳ではない。
- 6) 資料No.3-2、3-3の副作用名は、用語の統一のため、ICH国際医薬用語集日本語版(MedDRA/J)に記載されている用語(Preferred Term: 基本語)で表示している。
- 7) 資料No. 3-4の感染症報告については、報告症例ごとに、被疑薬及び感染症名を記載している。